

ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた論点

2021年1月29日
事 務 局

1. 目的
2. ブロードバンドサービス提供の現状
3. 提供確保すべき役務
4. 有線ブロードバンドサービスに関する規律の考え方
5. 有線ブロードバンドサービスの提供確保のための方策
6. 有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策
7. その他(現行の電話のユニバーサルサービスについて)

① 第 I 期論点整理では、ブロードバンドの位置付けについて、以下のとおり検討を行った。

- 感染症の拡大防止に努めながら「新たな日常」を構築する上で必要となるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの利用のためにブロードバンドは不可欠であり、また、地方自治体における行政サービス維持や地域における産業利用等のため、ブロードバンドの需要が高まっている。
- このような中、ブロードバンドの利用について地理的格差が発生すれば、「新たな日常」やSociety5.0時代に必要となるサービスを利用できない人が生まれることになり、社会的に望ましくない。
- このため、ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整えるべきである。具体的には、現在のブロードバンド整備状況を前提として、地理的格差が発生しないようなブロードバンド環境の維持を目指すことが適当。

② これを踏まえ、Society5.0時代の新しい日常において不可欠なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とするブロードバンドサービスの提供を確保するための具体的な方策を検討してはどうか。

「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）【抜粋】

➤ 第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

1. (3) ② テレワーク、遠隔教育などICT等による非接触・遠隔サービスの活用

新型コロナウイルス感染症により、仕事でも家庭でもライフスタイルの急激な変化が余儀なくされた。テレワークや宅配サービス等は使い続け、元には戻らないという不可逆的な変化が生じている。我が国の産業が、こうした変化に的確に対応していくことができるよう、ポスト・コロナの社会にマッチした業態変換を後押しする施策、規制改革について検討する必要がある。

感染拡大防止の観点からも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を促進するため、以下の施策を講じていく。
(以下略)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）【抜粋】

➤ 第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

(前略) また、光ファイバ整備を加速するとともに、ブロードバンドのユニバーサルサービス化について検討し、2021年度に措置する。(以下略)

(1)有線ブロードバンドサービス

- ① **有線ブロードバンドサービス**(※1)については、国費を含めた補助事業により、その提供のための施設整備が進められており、**未整備エリアの世帯数は2021年度末時点で約7万世帯(※2) (FTTH未整備世帯は約17万世帯(※3))まで減少**する見込み。

※1 一定の品質を満たすFTTH及びCATVインターネットサービスを想定。以下同じ。

※2 FTTH及び下り30Mbps以上のCATVインターネットサービスが未提供である世帯数。(FTTHは2021年度末時点の見込み未整備世帯数、CATVインターネットサービスは2019年度末時点の未整備世帯数を基に算出。)

※3 「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」(令和2年12月25日)において公表。希望する市町村はすべて光ファイバ整備費を補助することとしていた令和2年度補正予算事業の執行後においても未整備として残る世帯。

- ② 一方、条件不利地域等においては、維持運用経費等が事業者の大きな負担となっている場合も多く、その**提供の維持が課題**となっている。

【参考】

・自治体(公設民営・公設公営)における通信基盤(FTTH等)の維持管理・更新費の収支額(推計)

約44億円の赤字

※総務省調査委託事業によるアンケート調査に回答のあった204自治体から524自治体分の収支を推計。一団体当たり平均約800万円の赤字。

※条件不利地域における自治体に限る。

※公設の光ファイバケーブル及び関連設備については、効率的な管理運営を進めるため、その円滑な民間移行に向けた指針策定などの取組が進められている。

(2)携帯ブロードバンドサービス

- ① **携帯ブロードバンドサービス**については、条件不利地域において、その提供のための施設整備費補助はあるものの、平成31年4月の周波数割当てにおいて2023年度末までにはエリア外世帯をゼロにする開設計画が認定されている(※)など、**基本的には競争によりすべての世帯におけるエリアカバーが実現される見込み**。(なお、前回会合にて、複数の携帯事業者からは既に提供しているサービスエリアの縮小は想定していないとの発言があった。)

※ 「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」(令和2年12月25日)においても、条件不利地域のエリア整備(基地局整備)について、「エリア外人口約1.3万人を2023年度末までに全て解消」とされている。

- ◆ 総務省は「①条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「②5Gなど高度化サービスの普及展開」、「③鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「④光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施するため、「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を令和元年6月に策定。(令和2年7月に改定し、「同マスタープラン2.0」を策定。)
- ◆ 「マスタープラン2.0」策定後の進捗や新たな取組等を反映するとともに、先日、複数の携帯電話事業者から、今後10年間で5G基地局整備などに、それぞれ2兆円程度の設備投資を行う計画が示されたことを踏まえ、5G基地局の整備目標を現状に即したものに見直す必要があることなどから、マスタープランの改定を行い、「マスタープラン3.0」を策定する。
- ◆ 「マスタープラン3.0」を着実に実行することにより、5Gや光ファイバの全国展開を大幅に前倒しする。

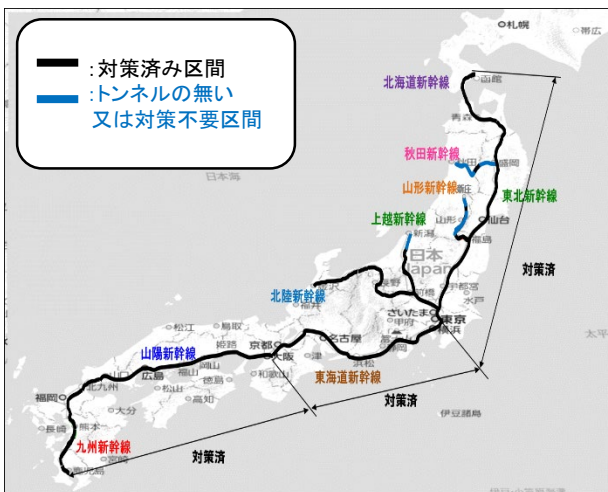
マスタープラン2.0からの進捗

- ・4G用周波数の5G化にかかる制度整備(2020年8月)
- ・ローカル5G用の周波数の拡大(2020年12月)
- ・新幹線トンネルの対策完了(2020年12月)
- ・令和2年度二次補正「高度無線環境整備推進事業」による光ファイバ整備の推進(2020年7月～)

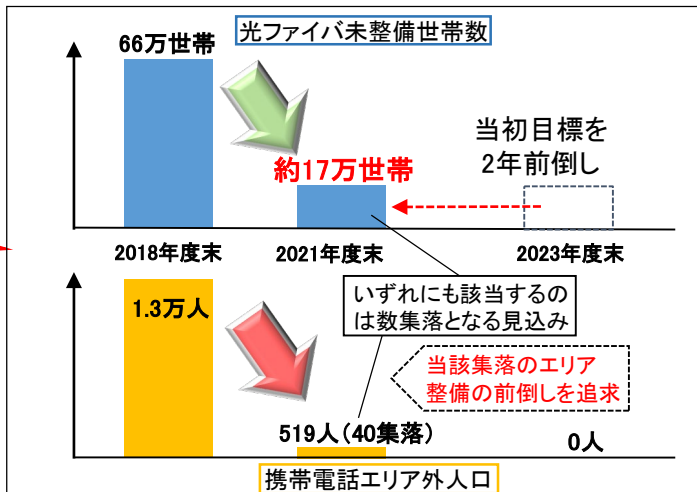
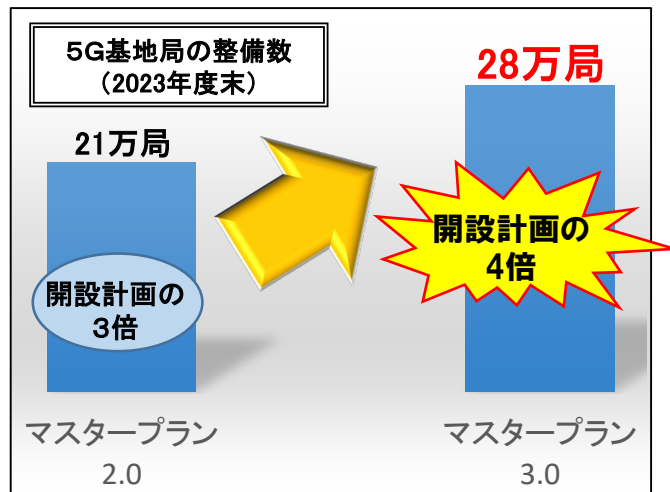
新たな取組・整備目標

1. 5G用周波数として1.7GHz帯(東名阪以外)を追加
2. 5G基地局設備等におけるインフラシェアリングを推進
3. ブロードバンドのユニバーサルサービス化等の検討
4. 5G基地局を2023年度末までに28万局以上整備
5. 光ファイバ未整備世帯数を2021年度末までに約17万世帯に減少
6. 光ファイバ、携帯電話ともに利用できない地域の早期解消をめざす

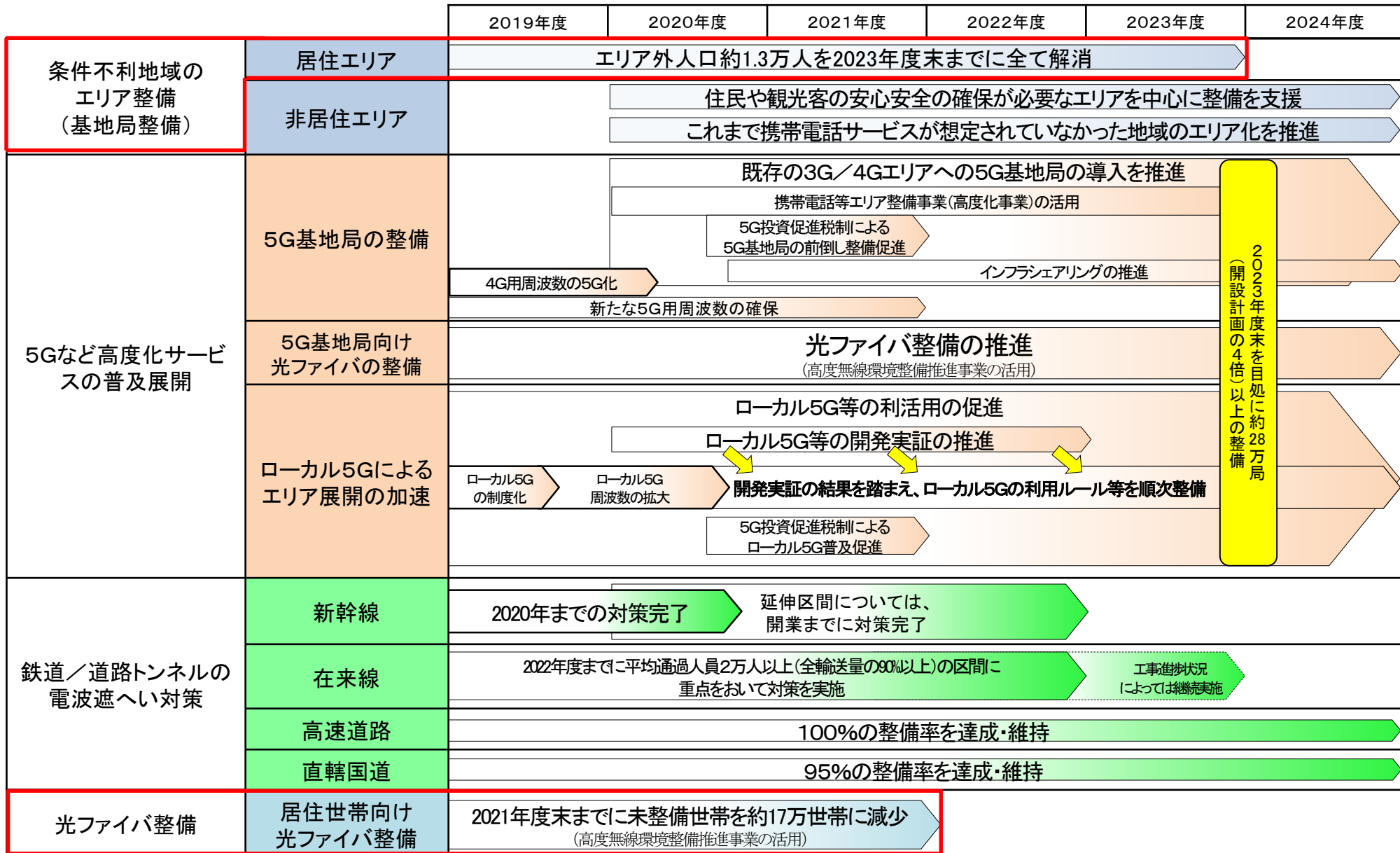
新幹線トンネルの対策完了



5G基地局・光ファイバの早期全国展開、BB未整備地域の解消



「条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「5Gなど高度化サービスの普及展開」、「鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施する。



(1) 提供確保すべき役務に関する制度の考え方

- ① 電気通信事業法では、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務を基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)(※)として位置付け、提供に要する費用について支援を行う制度が運用されているが、同制度を踏まえつつ、加入電話とブロードバンドサービスの整備状況や提供主体の違い等を考慮した上で、ブロードバンドサービスの提供の維持のための枠組みを検討することとしてはどうか。

※ 現在、加入電話、緊急通報、第一種公衆電話が対象。

(2) 提供を確保するために支援対象とする役務(第6回会合(11/25)において議論)

- ① ユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、競争補完の観点から、いわゆる3要件(不可欠性、低廉性、利用可能性)だけではなく、競争実態を踏まえた上で、提供に要する費用について支援(交付金による補填)が必要となるかについても考慮されてきた。
- ② ブロードバンドサービスのうち、有線ブロードバンドサービスは、その提供のための施設整備は進んでいるものの、条件不利地域等においては、維持運用経費が事業者の大きな負担となっている場合も多く、維持が困難となる可能性があること等を踏まえれば、その提供を維持するためには、維持運用経費について支援を行う必要があると考えられるのではないかと。
- ③ 一方、携帯ブロードバンドサービスについては、基本的には競争によりすべての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みであるため、その維持運用経費について支援を行う必要はないと考えられるのではないかと(※)。また、少なくとも複数の携帯事業者では、サービスエリアの縮小は想定していないことから、このように考えられるのではないかと。

※ 条件不利地域における施設整備費補助はあるものの、平成31年4月の周波数割当てにおいて2023年度末までにはエリア外世帯をゼロにする開設計画が認定されているとともに、今後の周波数割当てにおいても既存周波数の活用計画も含めて審査される予定である。

(3)ユニバーサル・アクセスの考え方

- ① ブロードバンドサービスを支える不可欠基盤の維持に係る枠組みを設けるいわゆるユニバーサル・アクセスの考え方 (例えば、光ファイバを不可欠基盤と捉え、FTTHのみならず、携帯基地局向け回線も含めた光ファイバの維持運用経費を支援する)についてどう考えるか(※)。
※ 包括的検証に関する情報通信審議会答申(平成31年12月)において、国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するための制度の在り方について、「ユニバーサル・アクセス」を新たに法的に位置付けることについても検討することとされている。(次ページ参照)
- ② この考え方によった場合、交付金等による支援の必要がないと考えられるサービス(例えば携帯ブロードバンドサービス)の維持運用経費についても(直接又は間接的に)支援することとなるのではないか。
- ③ また、不可欠基盤という設備のみを着目した制度とする場合、確保すべきサービス品質が一意に定まらないため、不可欠なサービスの提供確保をどのように図ることが考えられるか。
- ④ さらに、ユニバーサル・アクセスの考え方のもとでは、不可欠基盤を整備・維持する事業者に対して一定の規律を課すことによりその設備維持を図ることが考えられるが、当該事業者はサービス提供事業者とは限らないため、最終利用者に対する不可欠なサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のためには、サービス提供事業者にも一定の規律を課すことが必要だと考えられる。このため、提供を確保すべきサービスの検討が必要となり、この場合でも結果的にユニバーサルサービスの提供確保のための仕組みを検討することとなるのではないか。
- ⑤ 以上を踏まえると、ブロードバンドサービスの提供の維持のための枠組みとしてユニバーサルサービス制度について検討していくべきではないか。

- 現行制度は、国民生活に不可欠なサービスである固定加入電話等を対象に、あまねく全国における提供を確保。
- 当面、固定加入電話は不可欠な役割を担うと想定されるが、人口減・過疎化等の社会構造変化に対応した効率化が課題。
- Society 5.0時代を見据えれば、ブロードバンドが一層重要な役割を担うと想定されるなど、新たな公共インフラとしての通信サービスの整備・維持の在り方が課題。

① 電話サービスの持続可能性の確保

当面の 対応

- NTT東西は電話の提供にあたり全ての設備を自ら設置することが義務づけられているが、辺地等においては極めて不経済となり、「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれがある場合があることから、NTT東西に対し、携帯電話網を含む他者設備の利用を例外的に認めるための制度整備を迅速に進める。
- 例外的な他者設備の利用にあたり、以下の要件を満たすことを確認するため、認可制を導入。
 - ・ 他者設備の利用を認める範囲について総務省において基準を明確化(災害復旧の一時的利用にも留意)
 - ・ 安定的なサービス提供のための体制、適切なサービス品質、他者設備の調達における公正環境の確保 等

② 新たなサービスの利用可能性の確保

当面の 対応

- 地方におけるブロードバンド基盤の維持・更新等について、自治体に大きな財政的負担が生じていることも踏まえ、ブロードバンド基盤の担い手を「公」から「民」へと移行を促すことも視野に入れつつ、予算措置等による支援を検討。

中長期的 対応

- 国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するための制度の在り方について、以下の①または②の方向性のいずれが適切かも含め、専門的・集中的な検討を進める。
 - ① 国民生活に「不可欠なサービス」を「ユニバーサルサービス」として指定する考え方を維持し、「ブロードバンドサービス」を対象に追加するための必要な見直しを行う。
 - ② 現行制度を転換し、多様化するサービスの提供に「不可欠なアクセス網」を「ユニバーサル・アクセス」として新たに法的に位置付け、これを適切・安定的に利用できる環境を確保する。

3. 提供確保すべき役務(つづき)

(4) 支援対象とする役務の品質

① 第 I 期論点整理では、確保すべきブロードバンドサービスの内容(品質)について、以下のとおり検討を行った。

- テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするためのブロードバンドの内容(品質)を確保することが望ましいのではないか。具体的には、1人当たり、通信速度として上下数Mbps程度(実効速度)を安定的に利用できることや、通信容量として少なくとも月当たり数十GB利用できること、との意見があったことを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの内容(品質)を検討することが適当。
- 確保すべき伝送速度の考え方については、実効速度と名目速度の2通りが存在するが、あらゆる状況下での実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、提供手段の議論を踏まえる必要があるが、名目速度をベースに考えることが適当。

② これを踏まえ、**確保すべきブロードバンドサービスの具体的な名目速度**をどのように検討していくべきか。

③ なお、諸外国においては、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスとしての速度について、次ページのとおり定められており、このような事例を参考とすることが適当ではないか。

④ また、第 I 期論点整理では、「名目速度との大きな乖離を防止するため、実効速度をサンプルとして計測する仕組み等を検討することとする。」としているが、**令和2年12月から開催されている「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」の検討状況を踏まえた検討を行うことが考えられる**のではないかと考えられる。

	国	制度導入年	規定速度	根拠となる考え方
名目速度で規定	英国	2018年	下り10/上り1Mbps	<ul style="list-style-type: none"> ●10Mbpsを下回る場合にはブロードバンドの一般的な利用(Webブラウジング、ビデオ通話、ゲーム等の複数同時利用)に支障が出るとの分析により、最低線として10Mbpsを提言 ★下り30Mbps/上り6Mbpsとすることも検討されたが、固定無線やモバイルでは満たせないことが課題となった。
	韓国	2020年	100Mbps	<ul style="list-style-type: none"> ●電子商取引、双方向IPTV、インターネットビデオ電話へのニーズに対応 ★FTTH/FTTBサービスが広く普及済みであり、事実上はFTTH/FTTBでの提供を念頭に置いて、BBユニバの提供技術を有線に限定する(島しょ部を除き)とともに、品質要件を100Mbps(名目)とした。
	オーストラリア	2020年	下り25/上り5Mbps	<ul style="list-style-type: none"> ●大容量コンテンツを通信する機会の増加に伴い需要の高まった速度域 ★光ファイバと比べて速度需要増加に対する拡張性が低いADSL2+を整備対象から除外することを目的に、ADSL2+の最大速度(24Mbps)を超える基準を設定。
実効速度で規定	米国	2011年	下り10/上り1Mbps (2014年に下り4/上り1Mbpsから引き上げ) ※一部プロジェクトにおいて、2018年より、下り25/上り3Mbpsを満たす場合に追加支援を得られる仕組みも導入	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔教育、遠隔医療、コミュニケーション(VoIP、ビデオ通話)等のサービス利用を想定 ●HD映像の視聴に5Mbps必要であること、10Mbpsあれば複数利用でも快適になることを指摘 ●下り25Mbps/上り3Mbps(一部プロジェクト:2018年導入)については、高品質の音声、データ、グラフ、映像のやりとりを念頭 ★都市部との同等性を考慮(2013年末時点で都市部の99%で10Mbps以上のブロードバンドが利用可能であったことから、2014年に10Mbpsへ速度引き上げ)
	カナダ	2016年	下り50/上り10Mbps (当面は下り25/上り10Mbpsで可)	<ul style="list-style-type: none"> ●EC、医療、教育等の日常サービス利用を想定 ●テレワーク等のビジネス利用も想定し、この場合は上り回線速度も重視 ★都市部との同等性を考慮(制度導入時点(2016年)で82%の国民が50Mbps以上のブロードバンドにアクセス可能) ★国際競争の観点からグローバルトレンドとの整合を考慮(主要な通商相手国である米国およびEU諸国の目標値(ユニバとは別の文脈の目標値も含む)が50Mbps以上であること)
	フィンランド	2010年	下り2Mbps (2015年に1Mbpsから引き上げ)	<ul style="list-style-type: none"> ●オンラインバンキングや新聞購読等の日常サービス利用を想定 ●テレビやビデオサービスを利用可能とするため2Mbpsに設定 ★国内インターネット利用者の73%が2Mbps以上、51%が10Mbps以上を利用していることから、2Mbps以上が必要と判断

●:アプリケーション(想定される利用状況)に係る考慮要素

★:その他の考慮要素

背景・目的

- 「新たな日常」において重要性が高まる固定ブロードバンドサービスの通信品質は、回線事業者・ISPなど複数の事業主体や家庭内の通信環境など様々な要因が影響することもあり、**公正、中立的かつ効率的な品質測定手法が確立されていない**。
- 「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」（平成31年4月）においては、十分な情報に基づく消費者の選択を可能にすること等のため、**ブロードバンドサービスの実効速度の測定の必要性**を指摘するとともに、**公正、中立的かつ効率的な計測手法の確立と、消費者に分かりやすい情報提供が重要**であることを提言。
- また、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 第I期論点整理」（令和2年11月）において、**実効速度を計測する仕組み等の検討する必要性**が指摘された。
- このため、**利用者におけるサービス内容の理解の向上**を図るとともに、**通信事業者のネットワークへの持続的な設備投資及び競争環境を確保**するため、**固定ブロードバンド品質測定手法の確立に関する検討を実施**。

構成員

（敬称略、五十音順）

柿沼 由佳	公益社団法人全国消費者生活相談員協会 消費者教育研究所／IT研究会 研究員	長 健二郎	インターネットイニシアティブ 技術研究所 所長
上瀬 剛	NTTデータ経営研究所 社会基盤事業本部 社会システムデザインユニット ユニット長/パートナー	平野 晋 （主任）	中央大学 国際情報学部 学部長
実積 寿也	中央大学 総合政策学部 教授		

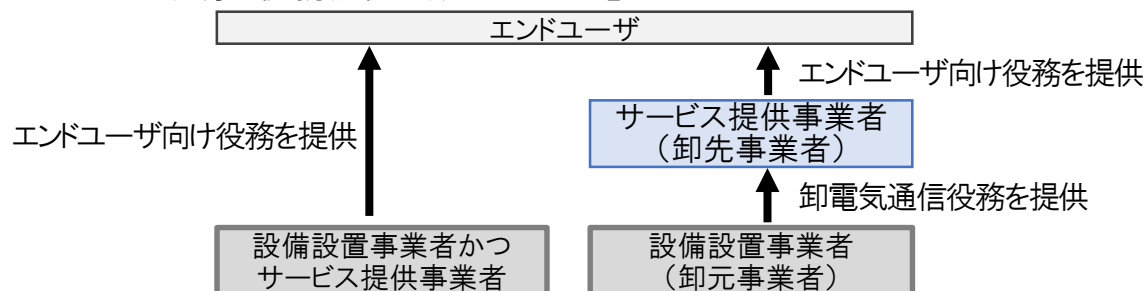
オブザーバ

一般社団法人 IPoE協議会
一般社団法人 テレコムサービス協会
一般社団法人 電気通信事業者協会

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
電気通信サービス向上推進協議会

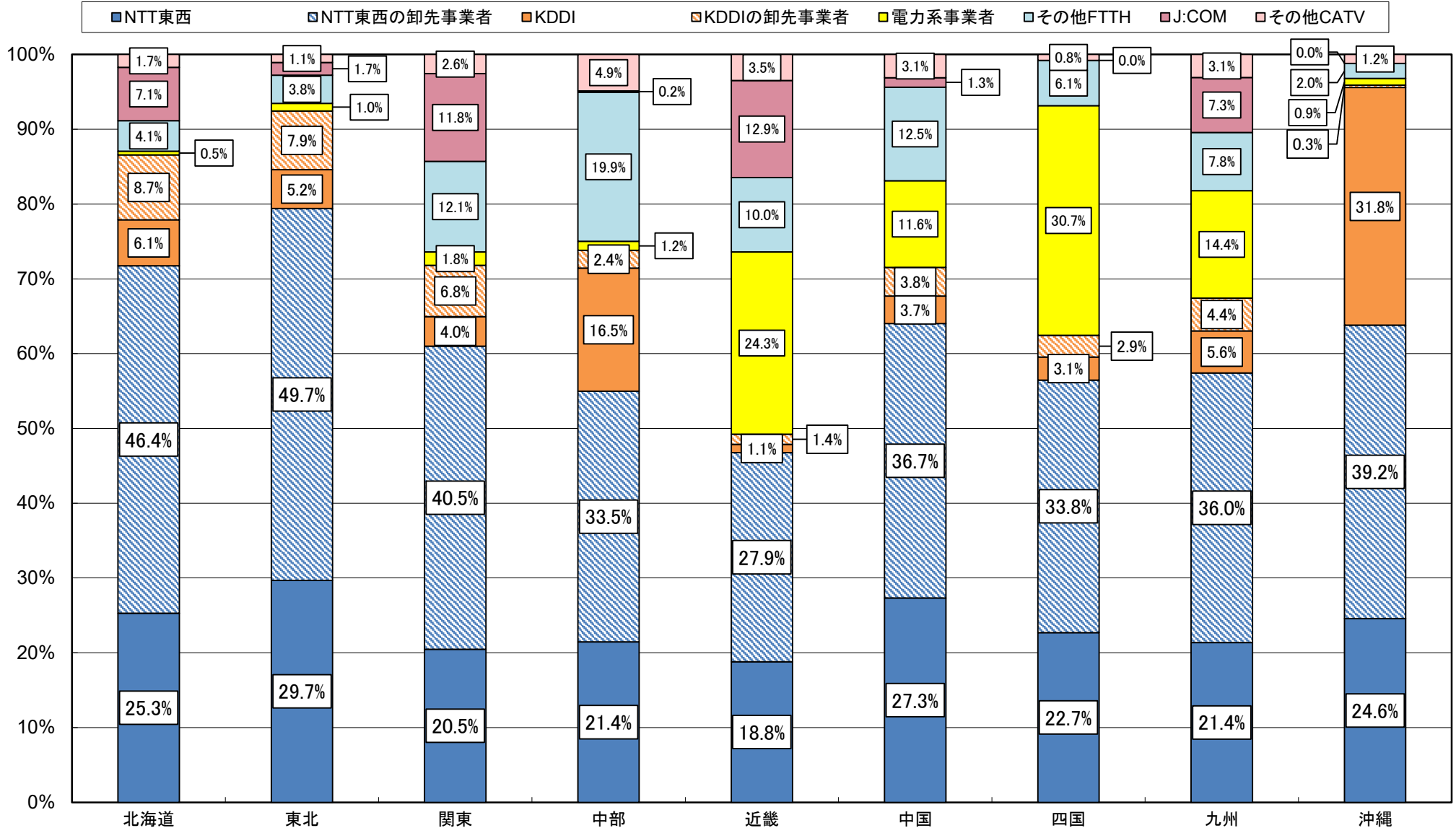
- ① 有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、提供事業者には一定の規律を課す必要があるのではないか。
- ② その場合、現行の基礎的電気通信役務と同様の規律を課すべきか。
- ③ 具体的な規律としては、例えば、提供義務・約款規制・料金規制・技術基準適合義務等が考えられるが、適切、公平かつ安定的な提供を確保するためにどのような規律が課されるべきか。その際、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者間での公平性確保や携帯ブロードバンドサービスとの競争中立性の確保等について考慮する必要があるのではないか。
- ④ ブロードバンドサービスの提供維持のために支援を行う場合、支援を受ける事業者に求められる要件(現行制度における適格電気通信事業者の指定要件に相当)として、どのような要件を設けるべきか。支援を受ける一方で、役務提供エリアを維持(設備を維持)することや、役務提供の停止に一定の条件を設けること等の規律が追加的に必要と考えられるのではないか。
- ⑤ ブロードバンド市場では、加入電話とは異なり、地域によって設備設置事業者が異なる場合があります、また、サービス提供事業者(卸先)と設備設置事業者(卸元)が分かれている場合も多いため、そのような場合であっても、役務提供が図られるようにすることが必要ではないか。また、このような場合、役務提供維持のためには設備維持が図られることが前提となるとともに、支援額は設備維持に要する費用を元に算出することが想定されることから、設備設置事業者を支援対象とするべきではないか。
- ⑥ また、現行の電話のユニバーサルサービス制度では、NTT持株及びNTT東西は、NTT法(日本電信電話株式会社等に関する法律)において、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する」ことが規定されていること等により、不採算地域における役務提供を確保するための、いわゆるラストリゾート事業者の責務を負っている。地域ごとに多様な設備設置事業者が存在している中、ブロードバンドサービスの提供維持のための枠組みの検討に当たって、特定の事業者と同様の責務を課すことについてどう考えるか。

【ブロードバンド市場の役務提供の類型イメージ】



【参考】 固定系超高速ブロードバンド契約数の事業者別シェア(地域別)

■ 設備自己設置/接続によりサービスを提供している者のほか、卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供している者が存在し、その割合も地域により異なっている。



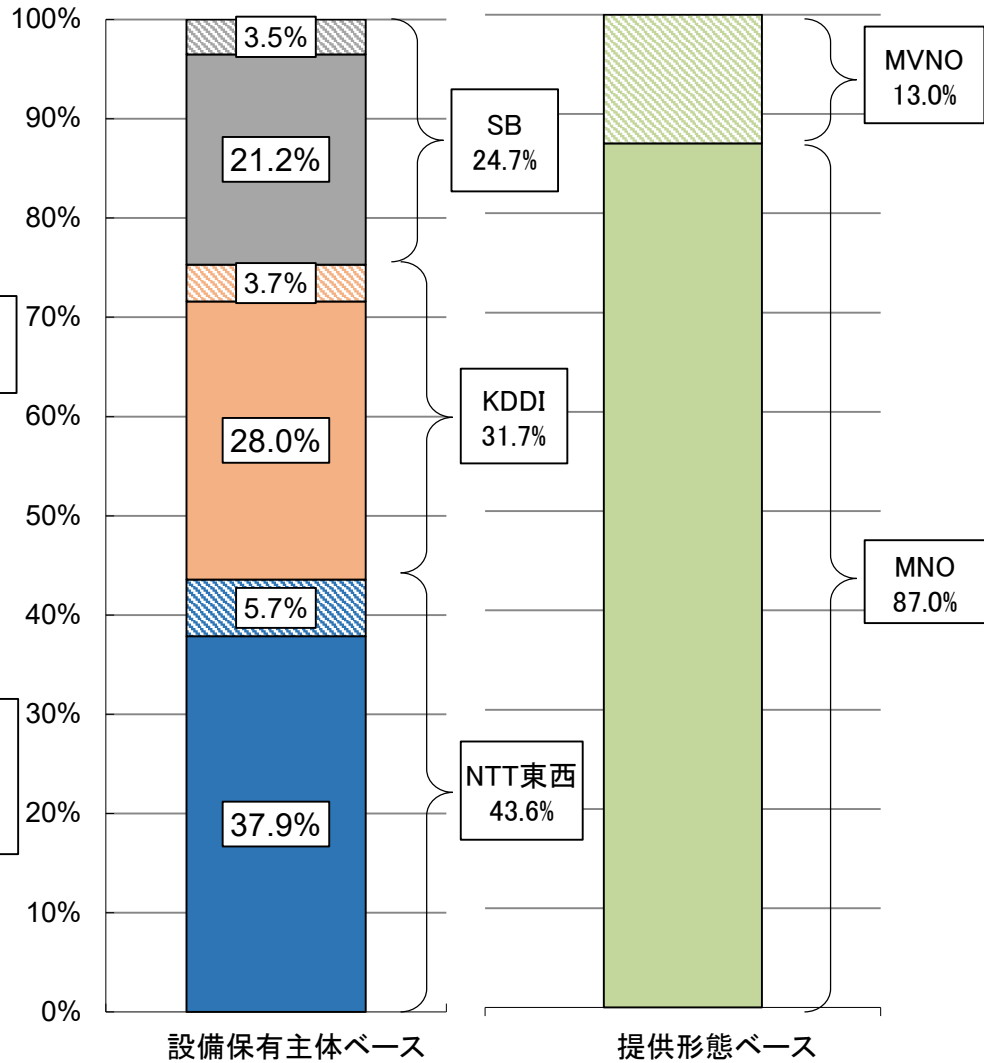
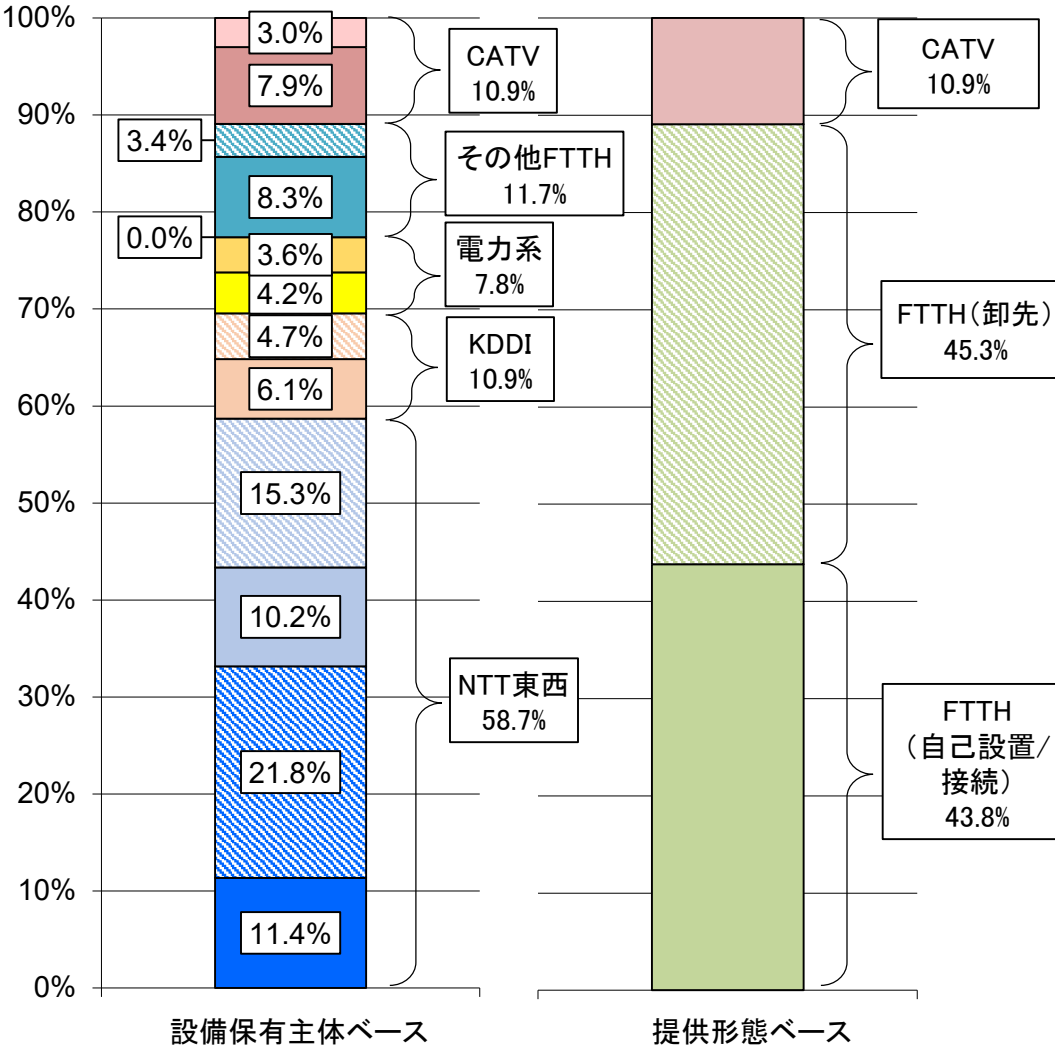
出典: 電気通信事業報告規則に基づく報告(2019年12月末時点)

【参考】固定系超高速ブロードバンド、携帯電話契約数の事業者別シェア

- NTT東日本
- NTT西日本
- KDDI
- オプテージ
- 電力系事業者の卸先事業者
- その他事業者のFTTH卸先事業者
- その他CATV
- NTT東日本の卸先事業者
- NTT西日本の卸先事業者
- KDDIの卸先事業者
- その他電力系事業者
- その他事業者
- J:COM

- NTTドコモ
- KDDIグループ
- ソフトバンクグループ
- NTTドコモ(MVNO)
- KDDIグループ(MVNO)
- ソフトバンクグループ(MVNO)

※「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 ※「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3)が含まれる。
 ※MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。



【参考】 現行の基礎的電気通信役務と適格事業者に係る主な規律

- 基礎的電気通信役務については、国民生活に不可欠であり極めて公共性が高いと考えられることから、主に利用者利益の保護の観点から、他の電気通信役務に対する規律よりも強い規律が課されている。
- 適格電気通信事業者は、交付金の交付に係る会計整理を行う能力を有することや、一定の面的な広がりをもって基礎的電気通信役務の提供を確保すること等の要件を満たすことが指定の要件とされている。（現在、適格電気通信事業者としてはNTT東西が指定されている。）

（注）下表において、「法」は電気通信事業法を指す。

基礎的電気通信役務に係る規律の内容

- **料金その他の提供条件についての契約約款の事前届出義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について、契約約款を定め、実施前に総務大臣に届け出なければならない。（法第19条）
- **契約約款外での役務提供の禁止**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、法第19条第1項の規定により契約約款で定めるべき料金その他の提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款によらなければ基礎的電気通信役務を提供してはならない。（法第19条）
- **契約約款の公表義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第19条第1項の規定により届け出た契約約款を、公表するとともに、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。（法第23条）
- **会計整理義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。（法第24条）
- **技術基準適合維持義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。（法第41条）
電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備が、総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。（法第42条）
- **役務提供義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。（法第25条）

適格電気通信事業者に係る規律の内容

- ＜指定の要件＞
- **収支状況の公表**
総務省令で定めるところにより、申請に係る基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。（法第108条第1項第1号）
 - **接続約款の公表**
申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。（法第108条第1項第2号）
適格電気通信事業者は、接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。（法第108条第3項）
 - **業務区域**
申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準（都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める業務区域における基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること）に適合するものであること。（法第108条第1項第3号）
 - **地位の承継**
電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。（法第108条第4項）
 - **指定の取消**
総務大臣は、適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は適格電気通信事業者から第一項の指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。（法第108条第5項）
一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。
- ＜交付金に係る義務＞
- **支援機関への収支状況の届出義務**
総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定するための資料として、前年度における前条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。（法第109条第2項）
 - **原価の算定に係る義務**
原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。（法第109条第3項）

※ 基礎的電気通信役務のうち、特定電気通信役務として位置付けられている、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する加入電話・緊急通報・第一種公衆電話については、その料金にプライスカップ規制が課せられている（法第21条）

- ① 有線ブロードバンドサービスを支援対象とする場合、その提供を維持するための仕組みはどのようなものが考えられるか。
- ② 例えば、現行の電話のユニバーサルサービス制度と同様に、高コスト地域においても役務提供を維持するために、維持運用経費について、交付金による支援を行うことが考えられるのではないか。

(1) 支援対象事業者

- ① 交付金による支援の対象となる事業者(現行制度における適格電気通信事業者に相当)については、複数のブロードバンドサービス提供事業者が存在する地域において1事業者のみを支援することは競争中立性を害することから、特定の地域内においてブロードバンドサービス提供事業者が1者のみの場合の当該事業者(1者提供事業者)を支援対象とすることが考えられるのではないか。
- ② また、交付金額の肥大化を防ぐ観点からは、1者提供事業者すべてではなく、役務提供のための維持運用経費が他の地域と比較して一定程度高くなる地域(高コスト地域)に限定し、当該地域でブロードバンドサービスを提供する1者提供事業者を支援対象とすることが考えられるのではないか。
- ③ その場合、高コスト地域の特定方法は、どのようなものが考えられるか。

(2) 内部相互補助の考え方

- ① 現行の電話のユニバーサルサービス交付金制度では、内部相互補助を前提とし、基礎的電気通信役務の提供に要する費用が収益を上回った場合(赤字の場合)に限り交付金を交付しているが、このような考え方をブロードバンドサービスについても適用すべきか。
- ② 高コスト地域におけるブロードバンドサービス提供維持のインセンティブを付与する観点からは、必ずしも内部相互補助を前提とせず、ブロードバンドサービスに係る事業が黒字である事業者も支援することが考えられるか。

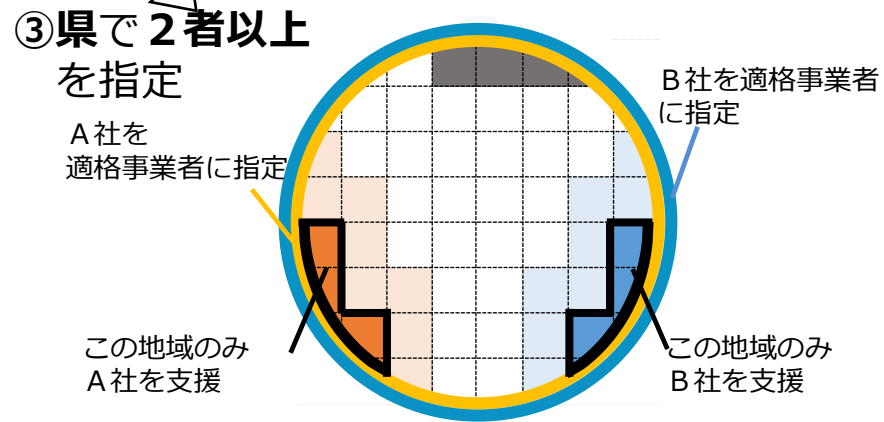
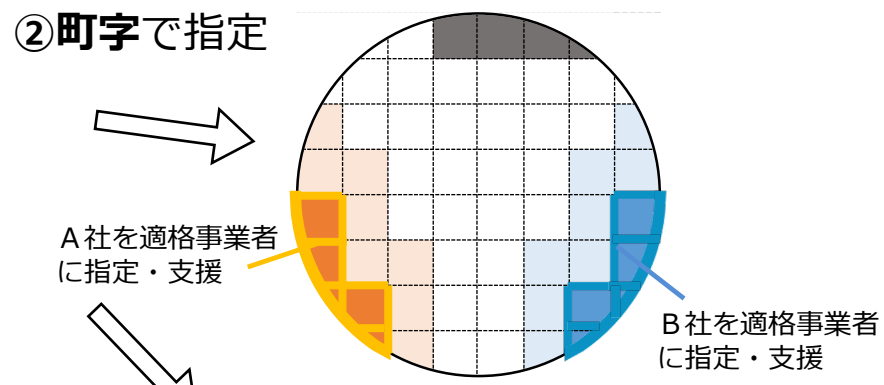
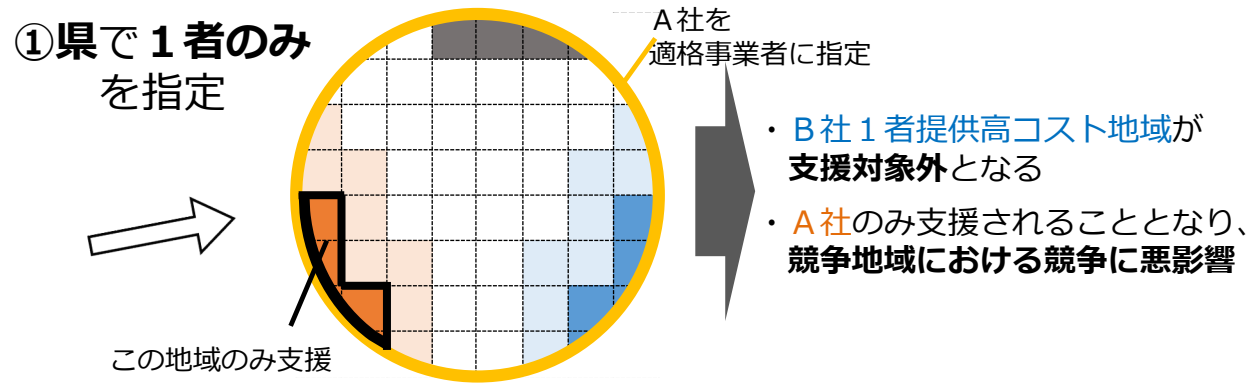
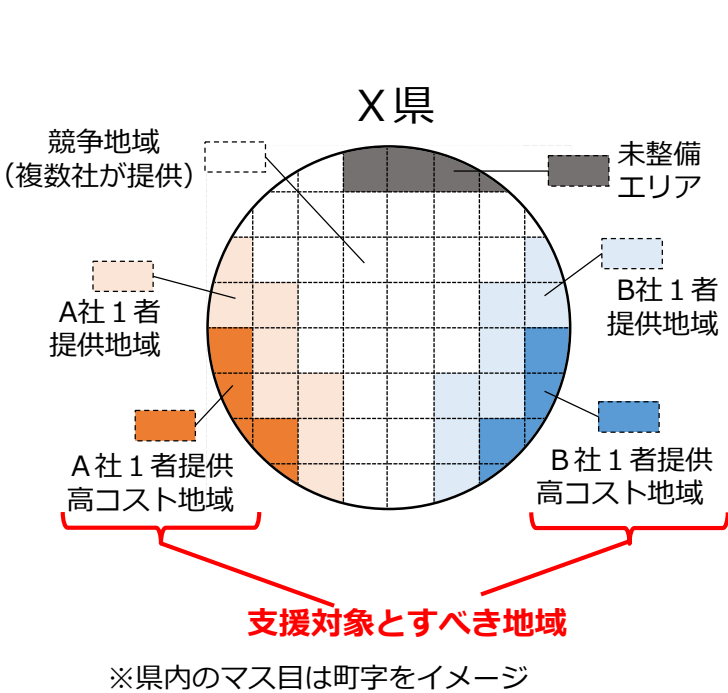
(3) 支援対象設備

- ① 支援対象とする設備については、提供に要する維持運用経費が大きくなるものに関する費用に限定して支援することが考えられるのではないか。
- ② 具体的には、アクセス回線設備(最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備)は、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となることから、1回線当たりの維持運用経費が大きいと考えられるのではないか。
- ③ また、離島における海底ケーブルは、海底ケーブル用特殊設備や補修のための敷設船運航費等の存在により、他の中継網と比較して1回線当たりの維持運用経費が大きいと考えられるのではないか。

(4) 適格電気通信事業者の指定単位の考え方

- ① 交付金による支援を受ける事業者(適格電気通信事業者)を指定する地域の単位についてどのように考えるか。
- ② 指定の単位として、県・市や、町字が考えられるが、固定電話と異なり多くの提供事業者が存在するブロードバンドサービス市場において、面積の大きい県・市単位で1者のみを指定した場合、競争上の悪影響が生じるおそれがないか。(次ページ参照。)
- ③ 一方、小さい単位(例えば町字単位)で指定することにより競争上の中立性が確保できると考えられるものの、行政コストが大きくなるおそれがないか。

○ 適格事業者の指定の地域単位は、**県・市**や、**町字**が考えられるが、面積の大きい**県・市**単位で**1者のみ**指定した場合、以下①のとおり**競争上の悪影響**が生じるおそれがあるのではないかと懸念されている。



(5) 交付金支援額算定の方法

- ① アクセス回線設備、離島における海底ケーブルを支援対象設備とする場合、交付金支援額の算定方法として以下のような選択肢が考えられるのではないか。
 - ア. ブロードバンドサービスを提供する事業者の実際の収入・費用の提出を求め、当該収入・費用を元に高コスト地域や支援額を算定することが考えられるか。この場合、設備構造が異なる各事業者から提出された費用をもとに、適正な支援額を算定することが可能か。また、支援額が肥大化しない仕組みを設けることができるか。
 - イ. 支援額を算定する標準的なモデルを構築し、収入・費用を推計することが検討できないか。

(6) 負担の考え方

- ① 交付金を負担する主体をどのように決めるか。
- ② 交付金を負担する主体を考える際の一般的な考え方である受益者負担の考え方を採用する場合、どのような主体が受益者になると考えられるか。
- ③ ブロードバンドサービスの利用者が増加すること及び高コスト地域も含めて提供が維持されることは、WEB会議等で通信可能となる相手方が増加することであり、ブロードバンドサービスの魅力を高めることから、ブロードバンドサービス提供事業者全体が受益すると考えられるのではないか。

国土交通省「日本の島嶼の構成」

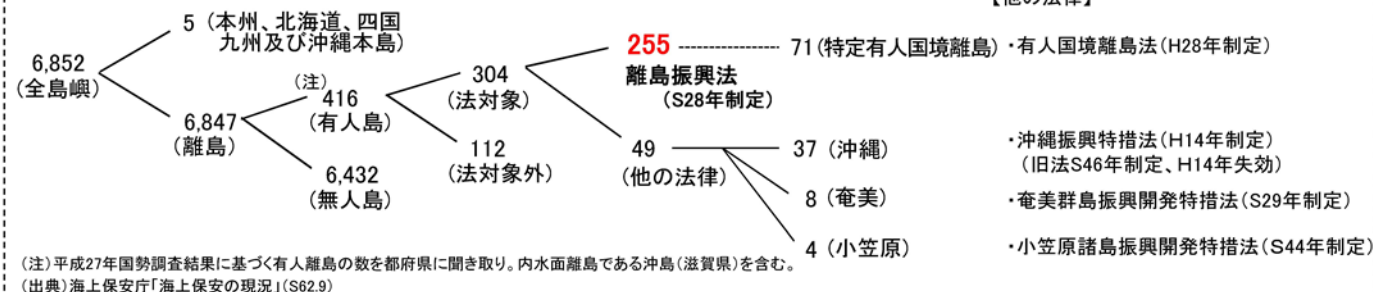
離島までの伝送路

日本の島嶼の構成

○ 離島振興対策実施地域にある有人離島 (H31.4.1現在)

我が国は6,852の島嶼により構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く6,847島が離島。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域に含まれる有人離島は255島。

【日本の島嶼構成】



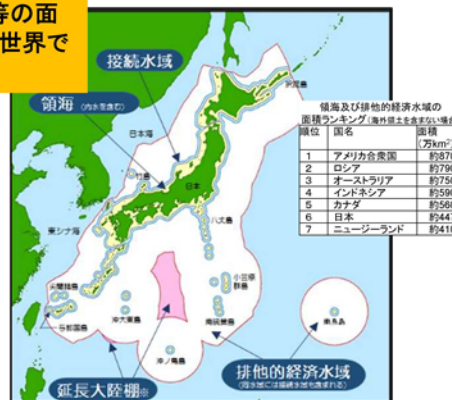
【離島振興対策実施地域】(H31.4.1現在)

離島の状況	
指定地域	78地域(255島)
関係自治体	26都道県、112市町村
面積	5,323km ² (全国の1.41%)
人口	38万人(全国の0.30%)

※平成27年国勢調査結果
2017離島統計年報より

【我が国の排他的経済水域等の概念図】
※「海上保安庁HPより」

排他的経済水域等の面積(約447万km²)は世界で6番目の広さ



○ 離島の役割

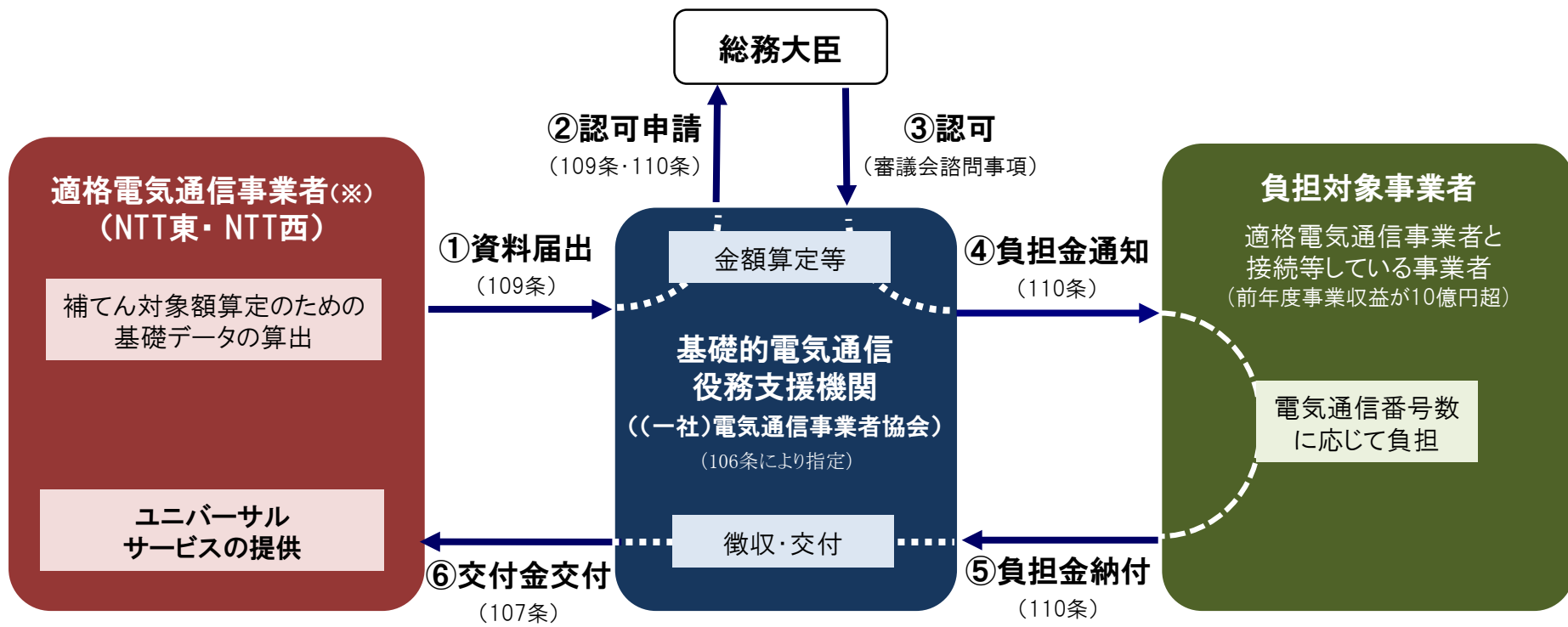
離島は、その立地条件等から、以下のような重要な役割を担っている。

- ・我が国の領域、排他的経済水域等の保全
- ・海洋資源の利用、自然環境の保全
- ・食料の安定的な供給

等

国	負担者	負担方法
英国	全てのECN ^(※1) /ECS ^(※2) 事業者 ※1 Electronic Communications Network(電子通信ネットワーク:固定通信、移動体通信、その他幅広い範囲の通信ネットワーク) ※2 Electronic Communications Service(電子通信サービス:対価を得るために、電子通信ネットワークを介して提供されるサービス)	売上高比に応じて負担
韓国	電気通信サービスの売上が300億ウォン ^(※) 以上の事業者 ※ 加入電話や公衆電話等のユニバーサルサービスと同様の基準を採用	売上高比に応じて負担
オーストラリア	契約戸数2,000 ^(※) 以上の国内電気通信事業者 ※ 契約戸数2,000以下の事業者については、負担金の算出及び徴収に要する費用に対して負担額が小さく、経済効率性に欠ける点等を勘案して除外(シェアも0.5%程度(2022年時点)であり、負担を免除しても負担金総額への影響が軽微であることも理由)	回線数比に応じて負担
米国	全ての州際電気通信事業者 ^(※) ※ ISP等は除外;約3,000社	適格収入 ^(※) に応じて負担 ※ 州際・国際収入を対象 電気通信収入に限定
カナダ	電気通信に係る年間総収入が1,000万カナダドル ^(※) 以上の電気通信事業者 ※ 特に競争的な公衆電話事業者やリセラーの適格収入が無視できるほど小さくなることを考慮し、これら事業者の控除前の収入規模を勘案して1,000万カナダドルに設定	適格収入 ^(※) に応じて負担 ※ 電気通信収入に限定
フィンランド	国	未実施のため未定

- **適格電気通信事業者**(ユニバーサルサービス提供事業者。NTT東西)が設置する設備と接続等を行うことによって受益している**他の電気通信事業者が**、電気通信番号数に応じて**費用を負担**。
- 基礎的電気通信役務支援機関が負担対象事業者から負担金を徴収し、適格電気通信事業者に交付金を交付。



(※) 適格電気通信事業者の要件
アナログ電話又は光IP電話の提供可能世帯数割合が100%であること、公衆電話の設置台数が都道府県ごとの設置基準に適合していること。(108条等)

(※) 指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付。(107条)

(注) 条文はすべて電気通信事業法。

加入電話(基本料金)

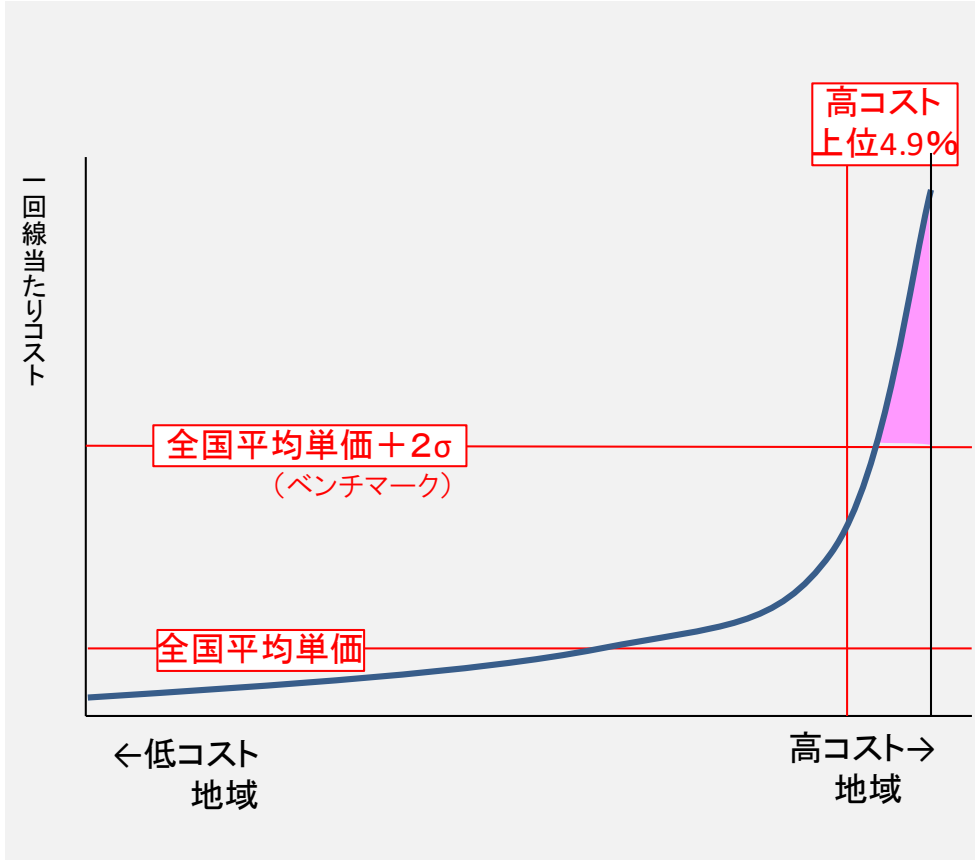
- 加入者回線のうち高コスト地域(上位4.9%)に属する回線について、長期増分費用(LRIC)モデルで算出した回線原価と一定基準の原価(ベンチマーク)の差額を補填。
- 高コスト地域とは、制度開始時点(2005年度)において1回線あたりのコストが「全国平均単価+標準偏差の2倍」以上となる地域(上位4.9%)をいう。

緊急通報

- 加入者回線のうち高コスト地域(上位4.9%)に対応した緊急通報のつなぎ込み回線について、長期増分費用(LRIC)モデルで算出した回線原価を補填。

第一種公衆電話

- 長期増分費用(LRIC)モデルで算出した原価と収入の差額を補填。



認可年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
NTT東西におけるユニバ収支※1	▲518億円	▲849億円	▲1,255億円	▲1,312億円	▲1,185億円	▲1,103億円	▲1,079億円	▲1,022億円	▲819億円	▲818億円	▲816億円	▲796億円	▲535億円	▲395億円
NTT東西への補填額	152億円	136億円	180億円	188億円	152億円	111億円	74億円	69億円	69億円	68億円	69億円	65億円	65億円	66億円
1番号あたりの月額負担額(番号単価)※2	7円/月・番号	6円/月・番号	8円/月・番号	8円/月・番号	7円/月・番号	(1~6月) 5円/月・番号 (7~12月) 3円/月・番号	3円/月・番号	3円/月・番号	2円/月・番号	(1~6月) 2円/月・番号 (7~12月) 3円/月・番号	(1~6月) 2円/月・番号 (7~12月) 3円/月・番号	2円/月・番号	2円/月・番号	(1~6月) 2円/月・番号 (7~12月) 3円/月・番号

※1 ユニバ収支は、認可年度の前年度のもの。2019年度は2018年度赤字額に対する交付金額(補填額)等を認可。

※2 番号単価は認可の翌年1月から適用。

- ① 2022年度以降も残る**有線ブロードバンド未整備エリア**は、希望する市町村はすべて光ファイバ整備費を補助することとしていた令和2年度補正予算事業によっても整備されなかった地域である。このような地域においては、将来的に有線ブロードバンドサービスの整備が期待できない場合には、**無線ブロードバンドサービス(※1)を活用**することにより、ブロードバンドサービスの提供確保を図ることが考えられるのではないか。

※1 携帯ブロードバンドサービスについては、2023年度末までには、基本的には競争によりすべての世帯におけるエリアカバーが実現される見込み。

- ② 無線により有線サービスの提供を補完する仕組みの例として、電話のユニバーサルサービス制度において、**ワイヤレス固定電話**による電話の提供手段の効率化を図ることとしている(※2)。このような例を参考とすることが考えられるのではないか。

※2 令和2年に成立した電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律により、NTT東西が、所要の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備(無線設備)を用いて電話を提供することを可能としている(次ページ参照)。

- ③ その場合、**無線ブロードバンドサービスの提供を維持するための仕組み**はどのようなものが考えられるか。なお、複数の携帯事業者はサービスエリアの縮小は想定していないとのことだが、役務提供の継続を図るためにどのような方法が考えられるか。
- ④ 有線ブロードバンドサービスの提供を補完する場合の**無線ブロードバンドサービスの品質の在り方**については、どう考えるべきか。
- ⑤ 無線ブロードバンドサービスの提供の継続を図ることだけでなく、**有線ブロードバンドの整備**についても、地域の実情を踏まえた支援策を検討することが考えられるのではないか。

- 辺地、離島等の地域において電話の提供に用いるメタル回線について、老朽化した場合の再敷設や、豪雨災害等により故障した場合の補修が大きな経済的負担となっている。
- NTTによる他者設備利用(携帯電話網)の活用等、提供手段の効率化を実現し、将来にわたり、電話を低廉に利用できる状況を持続的に確保するため、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」が本年5月22日に公布(令和2年法律第30号)。公布日から1年以内に施行。

法律の概要

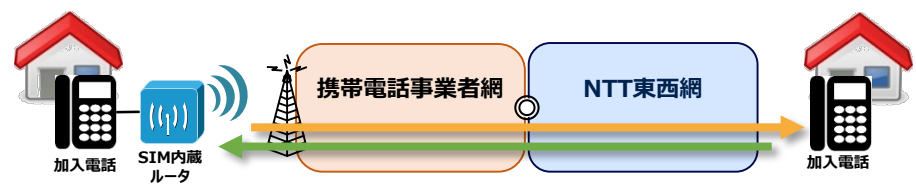
- NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。
 - ☞ 加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字(2018年度)
- 昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。



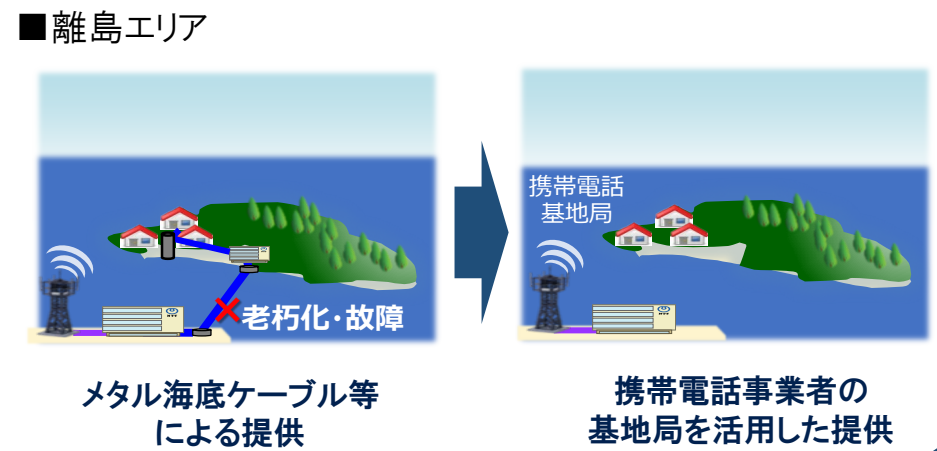
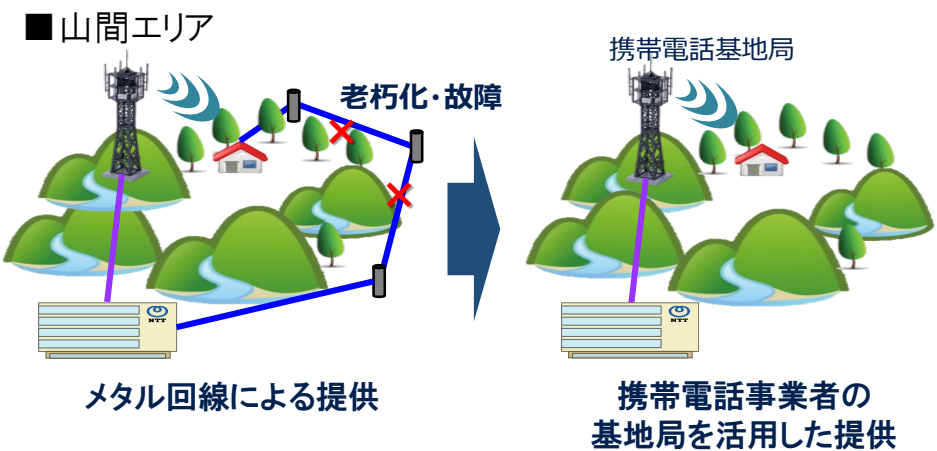
NTT東西が、**所要の要件※を満たす場合に限り、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備(無線設備)を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う。**

※ 利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等

ワイヤレス電話のイメージ



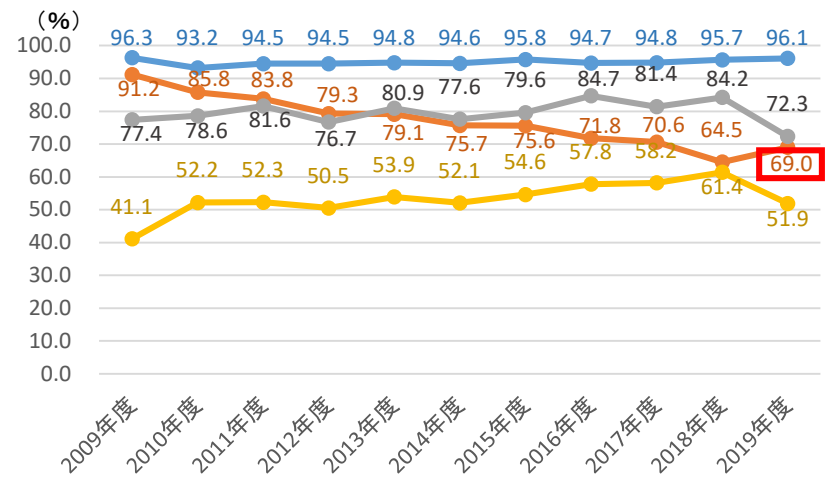
他者設備の利用イメージ(想定)



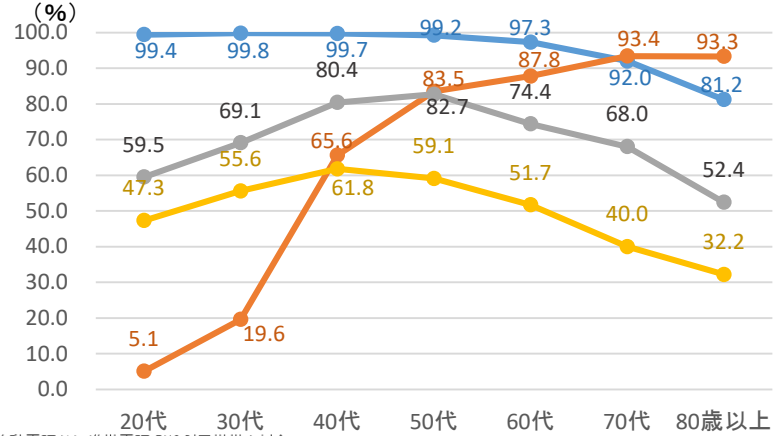
- ① 現在**基礎的電気通信役務**として位置付けられている**加入電話**及び**緊急通報**については、基幹的な通信手段として位置付けられ、屋内等電波の届きにくい場所の通信を担っている等により不可欠性を満たし、また、収支が赤字となっていることから、その提供を確保するため、**引き続き基礎的電気通信役務に位置付けるとともに、交付金により提供に要する費用について支援を行う**ことが必要ではないか。
- ② なお、同じく現在基礎的電気通信役務として位置付けられている**第一種公衆電話**については、頻発する災害や携帯電話の普及等の**社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方**について、令和3年1月22日に情報通信審議会に諮問され、第一種公衆電話の設置基準など現行制度に基づく運用の在り方を中心に、今後検討が進められることとなっている(29ページ参照)。

固定電話・携帯電話等の保有状況

<世帯保有状況(年度別)>



<世帯保有状況(主年齢別)> 2019年度

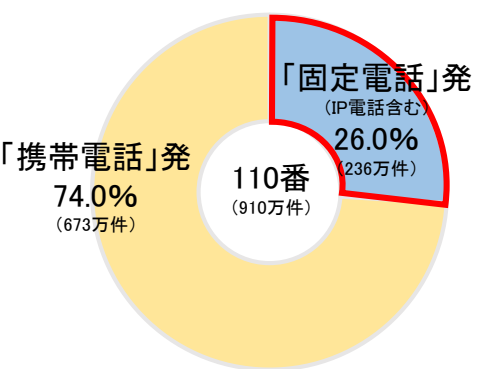


※1 「携帯電話」は、携帯電話・PHS利用世帯の割合。
 ※2 「固定系ブロードバンド」は、過去1年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるDSL、FTTH、CATV、FWA利用世帯の割合。
 ※3 「固定系超高速ブロードバンド」は、過去1年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるFTTH利用世帯の割合。

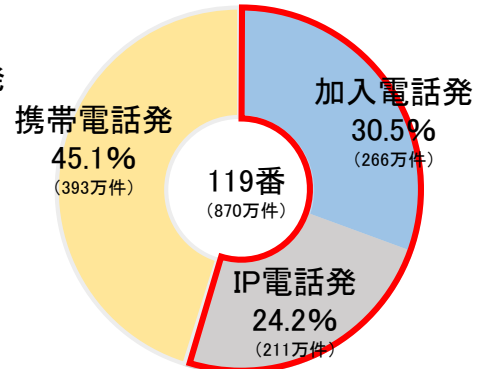
出典：総務省『通信利用動向調査』

緊急通報の発信数

警察(2019年)

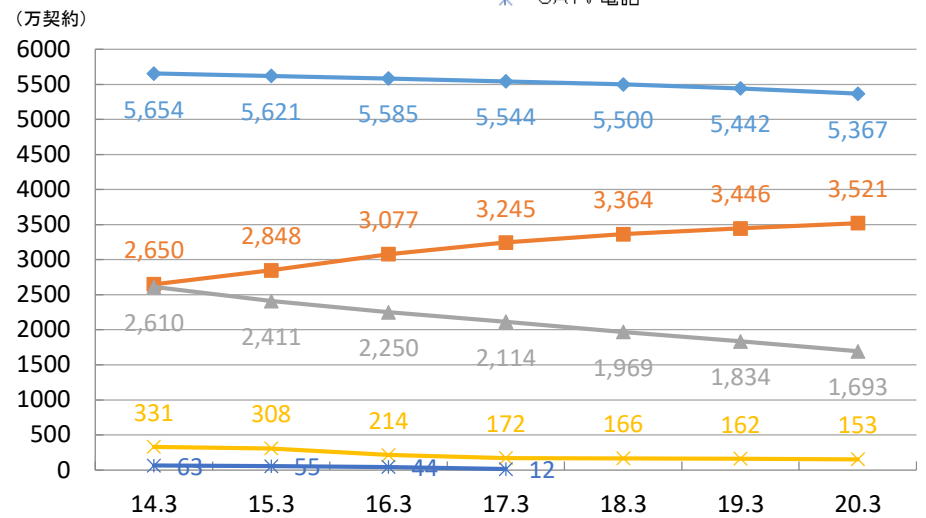


消防(2018年)



(出典)：警察庁「令和元年版 警察白書」
 消防庁「令和元年版 消防白書」

固定電話の契約数の推移



出典：総務省『「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」』

諮問理由

- ◆ 第一種公衆電話は、社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)として位置づけられており、制度創設以降、設置基準や補填の考え方を維持してきている。
- ◆ モバイル通信の普及、人口減少や自然災害の頻発等、我が国の情報通信を取り巻く環境が急速に変化してきており、これまでの社会経済環境を前提とした公衆電話の在り方についても見直しが急務となつてきている。
- ◆ 以上の変化に対応し、公衆電話が果たしている社会的役割を踏まえ、災害時を含めて公衆電話を将来にわたって一層有効に活用できるようにする観点から、必要な事項について検討するために諮問を行う。

答申を希望する事項

1. ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方
2. 社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方
3. 災害時用公衆電話の在り方
4. その他必要と考えられる事項

スケジュール

- ◆ 2021年1月に電気通信事業政策部会への付託を希望。
- ◆ 2021年6月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。